

TOKONAME <b>看護だより</b> NURSE	No. 248 平成19年9月7日
-----------------------------------	----------------------

猛暑が続いた8月が過ぎ、ようやく暑さも落ち着いてきました。  
多くの学生は夏休みが終わり、2学期が始まっています。  
皆さんも今年後半、新たな気持ちでスタートしましょう。



## 認定看護師活動報告

看護師には多くの専門性が求められ、各分野に関連した認定看護師も増えてきています。  
当院でも看護師2人が摂食・嚥下障害看護認定・感染管理認定看護師として活動を行っています。  
今回は認定看護師に今後の活動内容などを聞いてみました。認定看護師が今どのような目的で活動をしているかを把握し、スタッフ全体で患者様に関わっていきましょう。

### 摂食・嚥下障害看護認定看護師

5階病棟 岸岡 陽子

摂食・嚥下障害看護認定看護師の役割としては、摂食・嚥下障害のある患者のQOL向上を目指した障害に応じた訓練の実施 看護スタッフに対する指導・相談 他職種と積極的に協働し、チーム医療としての摂食・嚥下リハビリテーションの推進をすることです。専門的知識と技術を用いて障害に応じた訓練を行う事で、「摂食機能療法」という診療報酬が算定出来ます。これは摂食・嚥下機能に障害を有する患者の症状に対し、診療計画に基づき1回につき30分以上訓練を行った場合に限り算定できます。この訓練は医師の指示のもとST・看護師・歯科衛生士・PT・OTが行うもので、1日につき185点が治療開始から3ヶ月の間毎日算定する事が出来るのです。

疾患の回復過程や生命維持の為、経静脈・経腸栄養により栄養管理を行うことは必要ですが、人が人らしく生きる為には「口から食べる」事が重要です。自分たちが訓練を行うことで、少しでもADLやQOLが向上し、点数という形で目に見える評価が得られるものが「摂食機能療法」です。現在、算定出来るよう準備を進めている段階ですが、一人でも多くの方が「食べる」楽しみが持てるよう、援助していきたく考えています。「少しでも食べる事が出来ないかな?」とか「むせてるな」と感じたときや、些細な疑問がある時などは、気軽に声をかけてください。障害が原因で、食べる事が楽しみから恐怖や苦痛に変わる。窒息・誤嚥性肺炎・脱水・低栄養など生命を脅かす。このような問題を少しでも解決し、患者様のADLやQOLが向上出来るよう努力していきたく考えています。

### 感染管理認定看護師

5階病棟 牧野 みゆき

病院感染に関わる問題の多様化、また感染対策の実施における安全管理の視点の必要性、さらに組織横断的的活動を行う役割を持つことから、感染管理認定看護師(ICN)と医療安全管理部門の連携は非常に重要で欠かせないものである。感染症が発症しアウトブレイクとなった場合でも、患者や家族への倫理的配慮への問題・十分なインフォームドコンセントがなされているかどうかの確認・医療従事者を含めた感染拡大防止などについても、医療安全管理者との協働が求められる。私はICNとして感染管理に携わることとなり、現在感染対策委員会(ICC)・感染対策チーム(ICT)・リンクナース会(LN会)で活動している。そして週に一回の医療安全管理室とのミーティングをおこない、情報の共有や意見交換をして連携を図っている。

ICNの役割として具体的には 感染管理プログラムの作成・実践・評価 院内感染サーベイランスの実施 感染防止技術の立案・実施状況の評価と改善 職業感染管理 感染管理教育 感染管理コンサルテーション 洗浄・消毒・滅菌とファシリティマネジメントがある。遂行するにはLNの存在は必要不可欠であり、ICTメンバーと共に医療安全管理者と協働して実践していこうと思っている。また、患者だけではなく医療従事者(院内で働く全ての人々)を感染から守るために、部門を越えて組織横断的に活動しなければならない。その為に、感染管理組織の明確化・ICTやICNとしての責任と権限の明確化・活動時間の確保などの基盤をしっかりとさせていくことから始めている。感染対策の推進は、看護の質の向上となり、強いては常滑市民病院の医療の質向上に繋がるものだと考える。

## 医療安全環境管理室からのお知らせ



今年度4月に医療法の一部が改正され、医療機関での以下の医療安全確保が義務付けられました。  
院内感染対策の体制の確保 医薬品に係る安全確保 医療機器の係る安全確保  
良質な医療を提供する為に更なる医療安全体制の整備と強化が求められています。  
今回は、各責任管理者や関連部署から今後の活動内容についてお聞きしました。

### 医療機器安全管理責任者

臨床工学技師 中谷 環

今年度の医療法の改正に伴い、医療機器の安全運用及び適正管理を目的とした医療機器安全管理責任者の配置が義務付けられ、8月より私が担当することとなりました。当院では医療安全環境管理室内に配属されております。近年の医療現場は医療機器なくしては語れないほどとなっている半面、医療機器に関係する事故も多数報告されるようになりました。当院においても各部署に多種多様な医療機器が導入され、使用方法や管理方法もばらばらでしたが、今年度より医療機器の導入から管理(保守点検) 廃棄にいたるまでを一元管理していきます。また医療機器安全使用のための研修会も定期的開催します。現場においても医療機器の使用前点検等をお願いする場合がありますので、よろしくお願いたします。

### 医療法の一部改正に伴う医薬品安全管理について

薬局 山田 裕子

医療法の一部改正により「医薬品の安全管理体制について」という項目の中に『病院等の管理者は医薬品の安全使用のための医薬品安全管理者責任者を配置すること。』と規定され、本年4月1日から施行されました。医薬品安全管理とは、医薬品の安全使用をより厳密に行い、医療安全を確保することであり、医薬品の業務手順書(医薬品の採用・購入から管理・調剤・服薬指導・DI業務など医薬品に関するすべての業務を文書化したもの)を作成して、手順書に基づいて業務を実施します。また、医薬品の安全使用のための研修を行います。

医療安全環境管理室、医療機器安全管理責任者等と連携して、重大な医療事故を未然に予防するために努力しますので、医薬品の使用について何か疑問点などありましたら、いつでも薬局にお問い合わせください。

### 医療安全環境管理室より

医療安全管理者 久米 淳子

平成19年3月より医療安全環境管理室がオープンしました。今年度の目標は以下の通りです。  
ヒヤリハット事例より重大事故に繋がる可能性のあるものを洗い出し予防策を立案する。 医療事故是正策を早急に立案する。 各種マニュアルの更新と手順の見直し(標準化)を推進する。

日々の医療安全活動を実践しながらつくづく思うこと。それは『医療安全は組織の根幹であり、ここが強化されれば組織は強くなる。』ということです。

嬉しい事に医療安全環境管理室が設置されてから、ヒヤリハット報告件数が約1.5倍に増加しています。報告書の中には、業務改善のヒントや現場のSOSが読み取れるものも多々あり、医療安全管理者として現場の声に少しでも応えたいと奮闘中です。

最後に・・・、研修会の度に私が繰り返している言葉。『気合と根性だけでは事故は防げません。報告文化と学習文化が医療安全を支える柱です。』

これからも医療安全環境管理室をよろしくお願いたします

### 研修のお知らせ

9月18日(火)	認定看護師による伝達講習	17:30~	5階会議室
9月19日(水)	卒5「私の教育観」レポート発表	16:00~	2階会議室